

## これまでの編成整備計画の沿革（第一期～第五期）

## 1 第一期編成整備計画（昭和49年度～56年度）

国による沖縄振興開発計画（昭和47年度～56年度）に先立ち、昭和47年7月に沖縄県振興開発計画が策定されたが、この中の教育関係分野のひとつとして学校編成整備に関する計画がまとめられ、これに基づき学校の編成整備が進められた。

## (1) 基本方針等

- ① 心身障害児の就学率の向上を図る。
- ② 心身の障害に応じ、適正な就学を保障する。
- ③ 昭和54年から施行される養護学校義務制への対応として、心身障害教育の充実を図る。
- ④ 既設の特殊学校及び特殊学級の整備充実を図る。
- ⑤ 風疹聴覚障害児を対象に聾学校の整備を図る。

## (2) 同計画に基づく整備の状況

## ① 学校の新設

昭和53年に中頭地区に風疹児のための北城ろう学校（中学部・高等部）を設置、昭和59年に同校の生徒が全て卒業後は廃校とし、同地に沖縄ろう学校を移転した。また、義務制移行に向けて4校と1分校を新設した。

## ② 既設の特殊教育諸学校の整備

昭和54年の養護学校の義務制移行に伴い心身障害児の皆就学を前提として、特殊教育諸学校の整備を進めた。

## ③ 特殊学級の新設

昭和52年度までの計画で特殊学級の増設をした。最終年度までには小学校に234学級、中学校に103学級を設置した。

## ④ その他の整備

養護学校の義務制移行に伴い、重度及び重複障害児の就学に向けて学校施設設備等を整備した。

## 2 第二期編成整備計画（昭和57年度～平成3年度）

養護学校義務制移行後、心身障害児の早期教育及び後期中等教育の充実に向けた整備と対象児童生徒の増加への対応、学校規模の適正化等を主な視点として計画を策定した。

## (1) 基本方針等

- ① 心身の障害に応じた適正な就学を保障する。
- ② 学校規模の適正化を図る。
- ③ 登下校時の通学距離等を緩和するため通学区域を抜本的に見直す。
- ④ 廃校及び学校の移転に伴い学校施設の整備を充実する。
- ⑤ 心身障害児の早期教育、後期中等教育の充実向上を図る。

## (2) 同計画に基づく整備の状況

① 学校の新設

美咲養護学校、大平養護学校及び島尻養護学校の児童生徒数の増加に伴い、同校の規模の適正化を図るため、新たに西崎養護学校などを新設した。

② 軽度知的障害児の職業教育の充実を図るため高等部単独校の沖縄高等養護学校を新設した。

※平成4年度から平成8年度の間はこれまでの整備計画を補完するため既設校の施設設備の整備を進めた。

3 第三期編成整備計画（平成9年度～平成13年度）

障害をもつ幼児児童生徒の障害の重度・重複化及び多様化への対応を主な視点に計画を策定した。

(1) 基本方針等

- ① 早期教育の充実のため、幼稚部の設置拡充を図る。
- ② 高等部における職業教育の充実を図るため、専門教育を主とする学科の新設や改編を検討する。
- ③ 病院、施設との併設・隣接の養護学校へ高等部の設置を検討する。
- ④ 児童生徒の就学を円滑にし、通学に要する負担の軽減を図るために設置された寄宿舎について、現状を踏まえて見直しを検討する。

(2) 同計画に基づく整備の状況

- ① 病院・施設の併設、隣接の養護学校を再編した。
- ② 幼稚部の整備・拡充を図った。
- ③ 専門教育を主とする学科の整備・改編を行った。
- ④ 寄宿舎の整理を検討した。
- ⑤ 大規模校の規模の適性化を図った。

4 第四期編成整備計画（平成14年度～平成23年度）

(1) 基本方針

- ① 特殊教育諸学校の規模の適正化の推進する。
- ② 障害の重度・重複化などへの取り組みの強化する。
- ③ 教育施設等の充実及びバリアフリー化の一層の推進する。
- ④ 高等部等における職業教育の充実する。
- ⑤ 特殊教育諸学校における情報教育の推進する。
- ⑥ 施設併設の肢体不自由養護学校への通学制の導入の推進する。
- ⑦ 地域における特殊教育の相談支援体制の整備する。
- ⑧ 障害のある乳幼児の早期教育の推進する。
- ⑨ 離島に設置した養護学校の改善する。
- ⑩ 交流教育の推進及び普通学校との校舎の複合化を検討する。

(2) 同計画に基づく整備の状況

- ① 教育施設等を整備充実した。
- ② 情報教育を推進した。

- ③ 地域における特殊教育の相談支援体制の整備した。
- ④ 障害のある乳幼児の早期教育の推進した。

## 5 第五期編成整備計画（平成24年度～令和3年度）

### <計画の施策及び整備の状況等>

#### 施策1 小中学校への分校・分教室の設置

- 南城市立馬天小学校に島尻特別支援学校小学部分教室を設置。

#### 施策2 高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充

- 県立高等学校に併設型特別支援学校を設置。
  - ・中部農林高等学校に中部農林高等支援学校を設置。
  - ・陽明高等学校に陽明高等支援学校を設置。
  - ・南風原高等学校に南風原高等支援学校を設置。
  - ・南部商業高等学校にやえせ高等支援学校を設置。
- 名護特別支援学校高等部に産業コースを設置。  
※北部地区における設置に必要な対象者の状況把握。
- 宮古八重山地区においては、設置に必要な対象者の状況把握（調査継続）。

#### 施策3 より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備

- 北部地区に視覚・聴覚・病弱の体制整備を実施。
- 中部地区における視覚対応の体制整備、南部地区への聴覚対応の体制整備計画は、両校の在学者数、指導体制の維持等から計画の遂行は困難と判断。

#### 施策4 看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し

- 看護師の配置については、拠点校体制ではなく、各学校の状況に応じて関係課で対応。
- 学校運営体制については、過大規模校、過小規模校の改善を継続取組。
- 美咲特支はなさき分校の本校化。

#### 施策5 泡瀬特別支援学校の分校設置

- 在籍児童生徒数から分校設置計の遂行は適当ではないと判断、今後も児童生徒数の在籍状況を注視。

#### 施策6 スクールバスの運営方法の見直し

- スクールバス運営方法の在り方と基本的な考え方を関係課で策定。
- スクールバスの運行時間については、運行時間の改善を図ったが、県の交通環境は配置台数等への影響から改善は厳しい状況。

#### 施策7 個別施設整備計画の作成

- 対象校へのヒアリング、実施調査等で整備計画作成の検討計画であった。
- 関係課において長寿命化等に関する整備計画を策定。